

第 67 号

令和 5 年度山梨県一般会計補正予算（第 10 号）

令和 5 年度山梨県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 95,961 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 586,136,352 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税		16,311,124	10,041	16,321,165
	1 特別法人事業 譲与税	14,843,000	10,041	14,853,041
9 国庫支出金		101,177,624	85,920	101,263,544
	1 国庫負担金	21,181,528	85,920	21,267,448
歳入合計		586,040,391	95,961	586,136,352

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		36,559,732	10,041	36,569,773
	1 総 務 管 理 費	18,141,245	10,041	18,151,286
10 教 育 費		87,678,858	85,920	87,764,778
	9 私 学 振 興 費	5,709,071	85,920	5,794,991
歳 出 合 計		586,040,391	95,961	586,136,352

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
<p>甲府地方裁判所令和 3 年（行ウ）第 8 号損害賠償等請求住民訴訟事件の判決を不服として提起される控訴事件について訴訟代理委任契約を締結すること。</p>	<p>令和 5 年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から 3 月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び12,105千円（経済的利益が確保できない場合は0円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>

提案理由

甲府地方裁判所令和3年（行ウ）第8号損害賠償等請求住民訴訟事件の判決を不服として提起される控訴事件の訴訟追行等に要する予算について追加補正する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。